

浄化槽の適正な管理

浄化槽は微生物の活動により、汚水をきれいにするため、日頃の管理や使い方が大事です。

浄化槽の正しい使い方

- ・殺虫剤や酸・アルカリの強い洗剤は流さない。
- ・食用油を流さない。
- ・水に溶けないものは流さない。
- ・浄化槽の電源は切らないようにします。

浄化槽の使用にあたっては「保守点検」「清掃」「法定検査」の3つの義務があり、その記録は3年間保存するよう定められています。

「保守点検」

機器類や消毒剤など浄化槽の運転状況を定期的に点検し、

良好な機能の維持をはかりま

「保守点検」の回数

浄化槽の処理方式、種類により表の期間ごとに回数が定まっています。

※「種類」の処理対象人数（人槽）は、浄化槽の大きさを表します。使用している人数ではありません。

※「図表1参照」

「清掃」

浄化槽内にたまったスカムや汚泥などを引き出し、汚泥の調整や装置の洗浄を行います。

「清掃」の回数

清掃回数は浄化槽の種類によって異なります。

※「図表2参照」

◎「保守点検」「清掃」は「専門業者」に委託して行ってください。



「法定検査」

設置後の水質検査

（浄化槽法第7条）

浄化槽を使い始めてから6ヶ月以内、1回行います。浄化槽が適正に設置され、正常に機能しているかを検査員が検査します。

「定期検査」

（浄化槽法第11条）

年1回の定期検査です。浄化槽が正常に機能しているか、また、日頃の保守点検や清掃が適正に行われているかを検査します。

※検査の内容

- ・外観検査（設置状況・設備の稼働状態）
- ・水質検査（浄化槽の処理機能）
- ・書類検査（保守点検・清掃の記録）

◎「法定検査」は「北海道浄化槽協会」に依頼して行います。

このような保守点検、清掃、法定検査の料金は、浄化槽設置管理者の負担となります。

「お問い合わせ先」

町民課生活環境係

（☎ 2-2453）

有限会社 石垣自動車商会 〈有料広告〉

地域とともに歩んで60年
整備士・検査員・受付・営業
委細面談・高給優遇・未経験者歓迎

急募!!

長万部町字大浜 72
電話：2-2351
(担当：石垣)

北海道新聞長万部販売所 〈有料広告〉

DOSHIN 道新おざき

本町128番地
TEL 2-2436
営業 平日10時から17時

配達員募集中!

@北海道新聞
@日経新聞
@毎日新聞
@スポニチ

@取扱紙